

不活動宗教法人の問題が顕在化し、所轄庁も対策を強化している昨今において、当課から再三、お戻し又は統合お預け教会の法人格を吸収合併するようお願いをしております。

また昨年8月のかなめ会では対象の教会一覧を配布して令和7年3月末までに手続きに着手するよう要望させていただきました。そこであらためて「宗教法人の吸収合併手続き」について要点を掲載させていただきますので、一助としていただければ幸いです。

宗教法人の吸収合併手続きについて

現在、天理教内において早急に対応が必要な具体的ケースと理由は次のとおりです。

① 名称をお返し(統合お預け)した教会

▶宗教団体ではないので宗教法人として存続することはできません。

② 代表役員である教会長が長期間不在の教会

▶財産の適切な維持管理や所定の書類作成・提出といった事務、また長期化すると責任役員を補充できないなど運営に様々な支障が出てしまいます。

これらの運営上問題がある宗教法人を整理する方法が「吸収合併」です。維持運営ができなくなった教会の法人格のみを別の法人へ吸収することにより法人格を抹消する手続きで、天理教では原則として法人整理はすべて吸収合併で行っています。また合併先は原則として上級教会(直属以外も可)で、消滅する法人に財産があればそれも吸収先が引き継ぎます。

宗教法人の吸収合併イメージ



「吸収合併」はあくまでも法人格に関する手続きであり、教会名称に関する手続きではありません。法人格を抹消しても名称は存続します。一般的に吸収合併手続きは煩雑でデメリットが目立ちますが、次のようなメリットもあり、教会の状況を総合的に鑑みて対策を検討することが大切です。

吸収された法人はどうなるの？

法人名義で土地建物など財産を所有できなくなりますが、法人としての責務(書類作成や提出)がなくなるため、宗教活動自体に専念できるようになります。つまり教会長が不在で上級が丹精しているケースでも大きな問題にはならず、高齢者や事務に不慣れな教会長の負担を軽減することが期待できます。

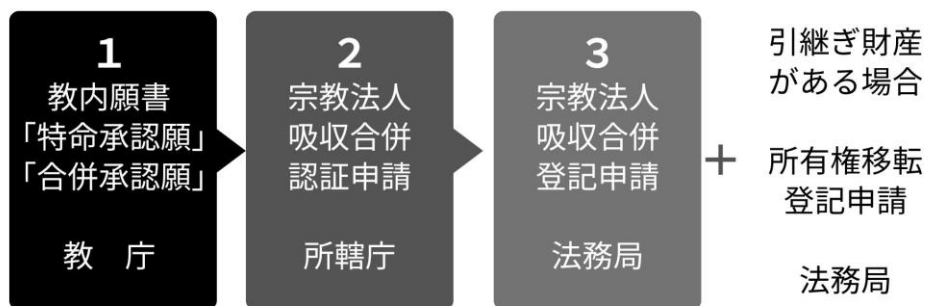
「吸収合併」手続きには大きく分けて3つのステップがあります。第一段階では合併・被合併両教会内で責任役員会を行い、議決を得て本部へ願書を提出、承認を得るところから始まります。

第二段階では本部の承認後、両法人内で所定の手順を経て、吸収法人(存続する法人)の所在する所轄庁(各都道府県)へ吸収合併認証申請を行います。

所轄庁の認証後、第三段階では吸収法人の管轄である法務局で宗教法人合併登記申請(同時に解散登記)を行います。登記が完了して吸収合併手続きは完了となります。なお、消滅する法人に土地建物といった所有財産がある場合は、その所有権を吸収法人へ移転登記する手続きを別途行う必要があります。

合併の登記だけでは所有権の移転はされませんので注意が必要です。また登記完了後は所轄庁と本部宗教法人課へ「登記完了届」を提出してください。

吸収合併の3ステップ



吸収合併は大変複雑な手続きです。少しでも負担を軽減できるよう、吸収合併に必要な書類の書式やデータ、認証申請フォーマット、その他説明資料をインターネット経由で閲覧、ダウンロードできるようにしています。ぜひご活用ください。グーグルなどで「**天理教教務部**」を検索し、

「書式ダウンロード」▶「宗教法人課」▶「吸収合併関係」又は「法人願書書式」にてご確認ください。

宗教法人の適正な運営のために、なにとぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

宗教法人実務研修会(教区・直属) 開催状況

(教区) 宮崎 鹿児島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川
兵庫 長野 北海道 空知支部 計15教区1支部
(直属) 佐野原 牛込 島ヶ原 鹿島 計4直属

直属でも開催が増えてまいりました。大変好評をいただいております。ぜひご検討ください。

【法律専門相談室のご案内】

教会が当事者となる、法律に関するトラブル(不動産や近隣関係等)を現役弁護士にご相談いただけます。相談は無料、お気軽にお問合せください。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦美卯 先生

完全予約制です。相談の前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当：原田)

内線電話 5208, 5209